

【中学校・小学校】 国・県の学納金助成制度について

■私立小中学校等 就学支援実証事業費補助金（国）

- ・・・以下の①～⑥のすべてを満たしている場合に助成されます。
 - ①7月1日時点で、児童・生徒が私立の小中学校に在籍していること。
 - ②児童生徒の保護者等(※1)の全員の所得金額(※2,3,4)の合計が140万円未満(※5)であること。
 - ③児童生徒が、贈与税が非課税とされる祖父母等からの教育資金の一括贈与を受けていないこと。
 - ④児童生徒の保護者等の資産保有額(※6)の合計が600万円以下であること。
 - ⑤児童生徒の保護者等が、申請書に付随する誓約書を提出すること。
 - ⑥児童生徒の保護者等が文部科学省の実施する私立小中学校等修学支援実証事業費補助金に付随する調査に協力すること。
- ※1 親権者、児童生徒等と同居する祖父母、前述の保護者等と同等程度または同等程度以上に児童生徒の授業料を負担する者等
- ※2 給与所得、営業所得、農業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、雑所得、総合譲渡・一時所得、分離課税の対象となる所得(山林所得、退職所得及び源泉分離課税の対象となる所得を含む。)の合計から人的控除等の所得控除額合計を減じた額
- ※3 営業所得や不動産所得等の所得に損失が発生している場合は、当該所得を0円として計算する。
- ※4 日本国外での収入も含む。
- ※5 親権者が寡婦控除の適用がある場合は143万円未満、寡夫の適用がある場合は147万円未満であること。
- ※6 預貯金(普通・定期)、有価証券(株式・国債・地方債・社債など)、貴金属(金・銀(積立購入も含む。))など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できるもの、投資信託、タンス預金(現金負債(借入金等))

◆補助金額：最大100,000円（年額）

■私立小中学校等 授業料減免補助金（三重県）

- ・・・以下の①または②に該当する場合に助成されます。
 - ①保護者等のすべてが失業や倒産等によって授業料の納付が困難になった場合
 - ②保護者等の一方が失業や倒産等をした場合において、保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割の合計が170,500円未満になった場合
- ◆補助金額：8,300円（月額の上限額）

・次年度以降は内容の変更または廃止になることがあります。
・ご不明な点がございましたら、暁学園会計課（TEL059-337-2345）までお問い合わせください。